

個人情報保護委員会（第193回）議事概要

- 1 日時：令和3年12月1日（水）14：30～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、
加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員
福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、西中総務課長、
赤阪参事官、鴨参事官、片岡参事官、松本研究官
- 4 議事の概要
 - (1) 議題1：情報提供ネットワークシステム更改に伴う番号法第21条設置協議について
事務局から、資料に基づき説明を行った。
小川委員から「通知案には情報提供ネットワークシステムの安全性・信頼性を継続的に確保していくための具体的な3つの取組として、継続的かつ確実なリスク対策を実施すること、リスク対策の見直し・検討が重要であること、継続的に職員教育・自己点検・監査を実施することが示されている。この3点は今回の情報提供ネットワークシステムに限らず、全てのシステムの安全性・信頼性を確保する際にも重要な観点である。事務局には今回の番号法第21条に基づく協議だけでなく行政機関等への立入検査においても、これらの観点を十分に活かしていただき、マイナンバー制度が更に安心・安全なものとなるよう引き続き監視・監督業務に努めてほしい。それから情報提供ネットワークシステムについても今回の確認にとどまらず、引き続きの安全性・信頼性の確保に向けて日々の運用状況等の把握など必要な業務にしっかり取り組んでほしい」旨の発言があった。
原案のとおり内閣総理大臣宛てに通知することとなった。
丹野委員長から、「本議題は、情報提供ネットワークシステムの安全性・信頼性に係る機密情報が含まれるため、可能な範囲で公表することとし、当該機密情報が含まれる資料及び議事録・議事概要については非公表としたいと思うが、よろしいか」という旨の発言があり、各委員の了承を得てそのように取り扱うこととなった。
 - (2) 議題2：厚生労働省（職業安定行政業務に関する事務）の全項目評価書について
事務局から資料に基づき説明を行った。
中村委員から「『新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金』について、ハローワークが給付主体である地方自治体に対し、支援要件の確認に必要な職業訓練受講給付金の受給情報を提供するために特定個人情報ファイルを利用していること等から、評価の再実施が必要となった。事後評価と

なる評価書の承認は初めてだが、提出された評価書は、本事務の内容及びリスク対策が適切に記載されている。

今後も事後評価を行う機関が出てくることが想定され、適切に評価が実施されることが重要である。所管省庁から、迅速な事務の実施が求められ、事前の評価が困難である等の相談があった場合は、当該事務の内容及び理由を把握するとともに、事後評価となった際は評価を実施することが困難な状態の解消後速やかに評価を行うよう、所管省庁と連携して、評価実施主体に対して働きかけることが重要と考える」旨の発言があった。

本評価書は承認され、厚生労働省に対し、委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知することとなった。

以上